

中国電力からの**重要**なお知らせ

電気料金メニュー 「ナイトホリデーコース」の 料金単価等について



2023年4月1日からの電気料金の見直しについて、
当社ホームページ等ですすでにお知らせしていますが、

中国電力ネットワーク株式会社による

2023年4月1日からの託送料金等の見直し内容が確定したことから、
その見直し後の内容を反映した料金単価等について、お知らせします。

当社は、これまで以上に徹底した経営効率化に
グループを挙げて取り組んでまいりますので、
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

● 規制料金の認可を踏まえた見直しについて ●

当社は、電気特定小売供給約款（従量電灯A等の規制料金）の認可後、ナイトホリデーコースの料金単価等について、改めて見直しを検討させていただく予定としています。

なお、**規制料金の認可を踏まえたナイトホリデーコースの料金単価等の見直しの時期および詳細については、決まり次第、当社ホームページ等でお知らせします。**



なぜ規制料金の認可後に見直しを行うのですか？

規制料金の料金単価等は、国による審査を経て決定されるものです。審査の結果、認可後の規制料金の料金単価が、現在、当社が申請中の内容から引き下げとなる場合には、ナイトホリデーコースの料金単価についても、あわせて引き下げを検討させていただきます。



本見直しの内容については、下記の当社ホームページでもご確認いただけます。
▶ <https://www.energia-support.com/pricerevision/>



2023年4月1日からの見直し内容

2023年4月1日から、ナイトホリデーコースの料金単価は下表②のとおりとなります。

【ナイトホリデーコース】

			単 位	①現行の料金単価 +燃料費調整単価 (再掲:燃料費調整単価)	②4/1からの 料金単価 【託送料金見直し反映後】	差 (②-①)	《参考》	
							③11/25公表済 の料金単価	託送料金見直しに よる影響(②-③)
電力量料金	デイトタイム 平日の9時～21時	夏 季	1kWhにつき	55円32銭 (14円36銭)	55円42銭	+0円10銭	54円25銭	+1円17銭
		その他季	1kWhにつき	51円57銭 (14円36銭)	51円73銭	+0円16銭	50円56銭	+1円17銭
	ナイトタイム 平日の0時～9時・ 平日の21時～24時		1kWhにつき	32円57銭 (14円36銭)	34円55銭	+1円98銭	32円60銭	+1円95銭
	ホリデータイム 休日等(注)の全日		1kWhにつき	32円57銭 (14円36銭)	34円55銭	+1円98銭	32円60銭	+1円95銭
	最低月額料金		1契約につき	1,650円00銭	1,844円70銭	+194円70銭	1,650円00銭	+194円70銭

※1. 上記の料金単価はすべて、消費税等相当額(税率10%)を含みます。

※2. ①の料金単価には、2022年7月～9月の貿易統計価格に基づいて算定した燃料費調整単価〔()内に再掲〕を含み、

②・③の料金単価には、燃料費等調整単価を含みません。

※3. ③の料金単価は、託送料金見直し反映前のものです。

※4. 実際のご請求金額には、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※5. 2023年4月1日を含む料金算定期間のご請求金額は、日割計算により算定します。

(注)休日等・・・土曜日・日曜日・祝日、1/2～1/4、5/1、5/2、12/30、12/31

認可された電気特定小売供給約款の実施日が2023年4月1日となる場合、上記の「②4/1からの料金単価」は規制料金の見直しを踏まえた単価に変更予定です。

今回の見直しにより、月々の電気料金にどのくらいの影響がありますか？

	見直し前	見直し後【影響額】	
モデルケースにおける影響額① 〔4kVAの電気給湯機をご使用で、 月間使用電力量 680kWhの場合〕	21,318円/月	22,884円/月 [+1,566円/月]	+7.35%
モデルケースにおける影響額② 〔電気給湯機をお持ちでなく、 月間使用電力量 610kWhの場合〕	20,694円/月	21,955円/月 [+1,261円/月]	+6.09%

※1. 上記の料金は消費税等相当額(税率10%)、2023年4月分の再生可能エネルギー発電促進賦課金および2023年4月分の燃料費等調整額を含みます。

なお、燃料費等調整額には政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引き(▲7.0円/kWh)を含みます。

※2. 影響額①のモデル使用量: デイトタイム: (夏季)28kWh、(その他季)71kWh、ナイトタイム: 350kWh、ホリデータイム: 231kWh

影響額②のモデル使用量: デイトタイム: (夏季)48kWh、(その他季)119kWh、ナイトタイム: 221kWh、ホリデータイム: 222kWh

※3. お客さまごとの影響額は、ご使用中の機器および電気のご使用状況(お客さまのご使用電力量等)によって異なりますので、当社ホームページの「料金メニュー別影響額早見表」にてご確認ください。表紙に記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

【参考】具体的な料金算定方法

※4kVAの電気給湯機をご使用で、月間使用電力量 680kWhの場合

区 分			現行の料金算定式	見直し後の料金算定式	
電力量 料 金	デイトタイム	夏 季	40円96銭 × 28kWh	55円42銭 × 28kWh	
		その他季	37円21銭 × 71kWh	51円73銭 × 71kWh	
	ナイトタイム		18円21銭 × 350kWh	34円55銭 × 350kWh	
	ホリデータイム		18円21銭 × 231kWh	34円55銭 × 231kWh	
	計		上記各金額の合計	上記各金額の合計	①
燃料費等 調整額	燃料費調整額		6円77銭 × 680kWh	▲7円00銭 × 680kWh	②
	離島ユニバーサルサービス調整額		－	0円00銭 × 680kWh	③
最低月額料金			1,650円00銭（1契約につき）	1,844円70銭（1契約につき）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金			3円45銭 × 680kWh(円未満切捨て)	3円45銭 × 680kWh(円未満切捨て)	④
ご請求金額			①+②+④(円未満切捨て)	①+②+③+④(円未満切捨て)	

燃料費調整制度の見直しについて

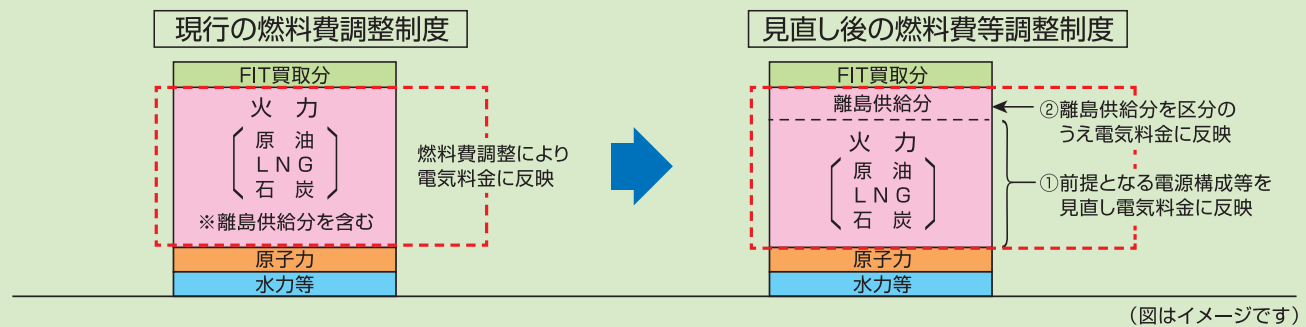
・燃料費調整制度とは、原油、LNGおよび石炭の燃料価格の変動を、あらかじめ定めたルールにより、電気料金に反映させる制度です。

・2023年4月1日実施予定の料金見直しでは、燃料費調整制度について、以下の見直しを行います。

①前提となる電源構成比等の見直しによる基準燃料価格等の見直し

②離島供給に係る燃料費変動(離島ユニバーサルサービス調整)を区分

・今回の見直しにより、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定した額を燃料費等調整額として、電力量料金に反映します。



①電源構成比等の見直し

・現行の燃料費調整諸元を設定した2008年度以降、再生可能エネルギーが増加したことおよび、火力発電の休廃止や三隅2号機の運転開始等を踏まえ、燃料費調整の算定諸元となる電源構成比や基準燃料価格等を見直します。

	構成比			基準燃料価格	基準単価
	原油	LNG	石炭		
現行	15%	19%	66%	26,000円/kl	24銭5厘
見直し後	4%	14%	82%	80,300円/kl	21銭2厘
差	▲11%	▲5%	+16%	+54,300円/kl	▲3銭3厘

②離島ユニバーサルサービス調整

・従来、燃料費調整に含まれていた離島供給に係る燃料価格変動について、離島ユニバーサルサービス調整額として区分して設定します。

・なお、これによりお客さまに追加の料金負担が生じるものではありません。

【燃料費等調整額の算定諸元】

			現行	見直し後
燃料費調整単価	基準燃料価格		26,000円/kl	80,300円/kl
	基準単価	低圧(従量制)	24銭5厘	21銭2厘
		α (原油)	0.1543	0.0406
		β (LNG)	0.1322	0.0982
離島ユニバーサルサービス調整単価	離島基準燃料価格		—	79,300円/kl
	離島基準燃料価格(上限)		—	119,000円/kl
	離島基準単価	低圧(従量制)	—	1厘
		α (原油)	—	1.0000
		β (LNG)	—	0.0000
		γ (石炭)	—	0.0000

※規制料金の認可後、その内容を踏まえて、上記の算定諸元を見直す場合があります。

料金以外の供給条件の見直しについて

業務効率化等のための見直し

■延滞利息の経過措置の廃止

2017年4月に早遅収制度から延滞利息制度へ見直しを行った際に設定した経過措置(延滞利息は年3%を上限とすること)について、既に相当期間を経過していることから廃止します。

■再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価のお知らせ方法の変更

当社事業所の集約化やインターネットの普及等を踏まえ、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価のお知らせ方法を、事業所掲示から当社ホームページ等への掲載に変更します。

■解約に係る取扱いの見直し

業務運営の効率化を図るため、「解約日当日中に、お客さまがその理由となった事実を解消のうえ同一の条件で契約を希望される場合は、契約が継続するものとみなす」ことを新たに規定します。

制度・法令変更に伴う見直し

■配電事業者の規定

2022年4月から、配電事業者が、特定区域において系統運用を行うことが可能となったことを踏まえ、当該区域のお客さまにも電気サービス約款を適用することを規定します。

■指定区域に離島等供給約款が適用される場合の契約期間の規定

2022年4月から、山間地等の独立した特定区域(指定区域)が、一般送配電事業者の離島等供給約款の対象となったことを踏まえ、当該区域のお客さまとの契約期間の終期は、原則として、離島等供給が開始される日の前日とすることを規定します。

■需給契約の単位の見直し

託送供給等約款において、契約の単位の規定が見直されたことから、需給契約の単位の規定を見直します。

■蓄電池の規定

電気事業法上、一定規模以上の系統用蓄電池を用いた蓄電事業が「発電事業」と位置付けられることに伴い、契約申込時の申出事項等に、蓄電池を追加します。

■法令等の名称を変更

再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る法令名の変更等を反映します。

詳しくは、当社ホームページに掲載しています。

<料金以外の供給条件の見直し>

<https://www.energia-support.com/pricerevision/detail.html>



よくあるご質問にお答えします

Q1

なぜ、料金単価等を見直しを行うのですか？

A1

当社は、東日本大震災以降も徹底した効率化を進め料金水準を維持してまいりましたが、昨今の燃料価格や電力市場価格の急激な高騰による影響は企業努力で対応できる限界を大きく超えていることから、従量電灯A等の規制料金の料金単価等を見直すこととしました。これに伴って、ナイトホリデーコースについても、経営効率化を最大限織り込んだうえで、料金単価や燃料費調整制度等を見直しを行うこととしました。

あわせて、中国電力ネットワーク株式会社が2023年4月1日に実施する、託送料金の見直しについても反映させていただきます。

Q2

託送料金とはどのようなものですか？

A2

電気料金には、お客さまへの電気の供給に必要となる送配電設備の利用料金である託送料金を含んでいます。

中国電力ネットワーク株式会社が2023年4月1日に実施する託送料金の見直しにより、電気料金に含まれる託送料金相当分は以下のとおり変更となります。

なお、中国電力ネットワーク株式会社は、今回の見直し後の託送料金について、コスト効率化を最大限織り込んだうえで、電力の安定供給や品質維持のために必要な高経年化対策に加え、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンス強化、デジタル化等の環境変化に対応する送配電ネットワークの次世代化の構築に取り組んでいくために必要となる費用を織り込んだものとしています。

	単 位	現 行	見直し後〔差〕
託送料金平均単価 (低圧)	1kWhにつき	9円11銭	10円59銭 〔+1円48銭〕

※1. 上記の託送料金平均単価は消費税等相当額(税率10%)を含みます。

※2. 電気料金に含まれる託送料金相当額は、月々のご使用電力量×上記の単価により算出いただけます。

Q3

見直し後の内容で中国電力と契約する場合、申請等が必要ですか？

A3

お客さまから申請等をしていただく必要はございません。

中国電力からのお知らせ

不審な電話について

現在、自動音声ガイダンスで電気料金に関するアンケートを行う不審な電話がかかってきたという情報等が多く寄せられています。**当社および関係会社では、そのようなアンケートは実施しておりませんので、くれぐれもご注意ください。**

